

第4次遠野市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

計画期間：令和3年度～令和7年度



「令和2年度市内小中学校環境に関する標語等コンクール」
ポスター中学生の部 最優秀賞作品 遠野東中学校 泉田涼風さん
タイトル「地球温暖化で消える種(いのち)があります」

令和3年2月

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画の背景	1
(1) 地球温暖化問題	1
(2) 地球温暖化対策に関する主な国の動き	2
(3) 遠野市役所の地球温暖化防止に関するこれまでの取り組み	2
(4) 計画の実施により期待される効果	3
2 計画の目的	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	5
5 対象とする事務及び事業等の範囲	5
6 対象組織及び対象施設の範囲	5
7 対象とする温室効果ガス	5
第2章 温室効果ガスの排出状況	
1 温室効果ガス別排出量の内訳	7
2 排出原因別の排出量内訳	8
第3章 計画の目標	
1 重点取り組み項目と基本的な考え方	9
2 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標	9
第4章 取組内容	
1 温室効果ガス排出量削減のための具体的取り組み内容	10
(1) 省エネルギーに関する取り組み	11
(2) 省資源に関する取り組み	13
(3) 廃棄物の削減とリサイクルに関する取り組み	14
(4) 物品購入や管理に関する取り組み	15
(5) 建物の建設、管理等に関する取り組み	15
(6) フロン類の漏えい防止対策に関する取り組み	16
(7) 事務局の取り組み	16
(8) 新エネルギー・省エネルギーに関する取り組み（施設面）	17
第5章 計画の進行管理	
1 推進体制	18
2 活動量等の把握及び管理方法	20
(1) 活動量等の把握	20
(2) 進行管理方法	20
資 料 編	
1 遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱	21
2 対象施設等一覧	22
3 排出係数一覧及び算定方法	26
4 報告様式	
・課別・施設別活動量調査票活動量調査票（様式1-1）	28
・課別・施設別活動量調査票活動量調査票（様式1-3）	29
・前年度比較票（様式2）	30

第1章 計画の基本的事項

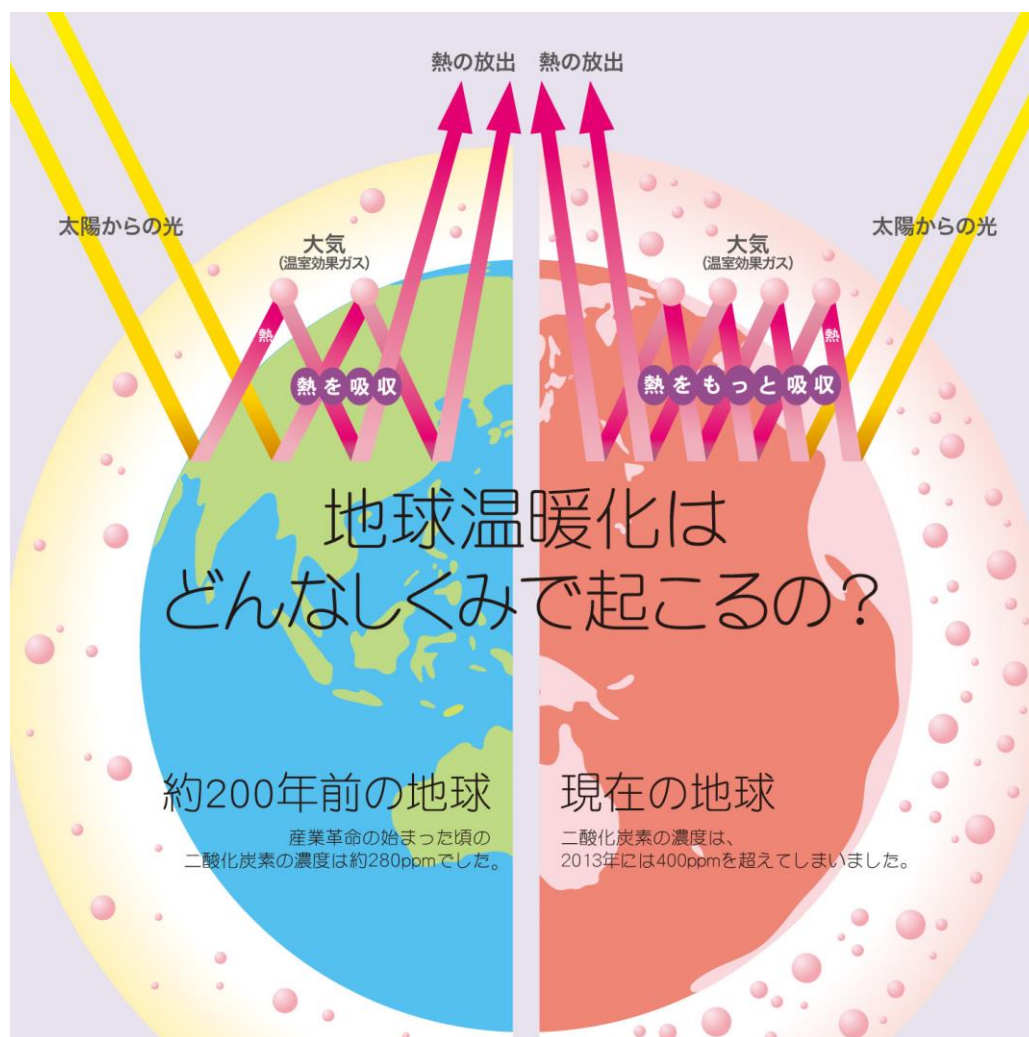
1 計画の背景

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、近年、その影響と考えられる異常気象が世界各地で多発しています。我が国においても毎年のように観測史上を塗り替えるような豪雨と猛暑が観測され、多くの被災者や経済的な損失を発生させています。

地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの増加です。化石燃料の燃焼で得られる電気・熱の使用に伴い排出される二酸化炭素は、我が国における温室効果ガス排出量の大部分（9割弱）を占めており、化石燃料への依存を脱し、温室効果ガスを排出させない「再生可能エネルギー」へのエネルギー需要の転換が求められています。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類存亡の基盤にかかわる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つです。私たちのあらゆる社会・経済活動は、温室効果ガスの排出と関わりがあります。このため、国、地方公共団体、事業者、国民等あらゆる主体が温室効果ガスの排出を自分ごとと捉え、その削減に向けた取り組みを積極的に行っていく必要があります。



出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

(2) 地球温暖化対策に関する主な国の動き

時 期	取 組 経 過
平成 9 年 (1997) 12 月	地球温暖化防止京都会議が開催され、京都議定書採択 温室効果ガス排出量：平成 20 年 (2008) から平成 24 年 (2012) までに、平成 2 年 (1990) レベルから 6%削減する目標を定める。
平成 10 年 (1998) 10 月	地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成 11 年 (1999) 4 月	地方公共団体に温室効果ガス排出削減の実行計画策定を義務付ける。
平成 22 年 (2010) 9 月	国連気候変動サミット開催 温室効果ガス排出量：平成 32 年 (2020) までに平成 2 年 (1990) レベルから 25%削減することを目指すと表明。
平成 25 年 (2013) 11 月	地球温暖化対策推進本部開催 温室効果ガス排出量：平成 32 年 (2020) までに平成 17 年 (2005) レベルから 3.8%削減することを決定。
平成 27 年 (2015) 6 月	地球温暖化対策推進本部開催 温室効果ガス排出量：平成 42 年 (2030) までに平成 25 年 (2013) レベルから 26%削減するという新目標を決定。
平成 27 年 (2015) 12 月	国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議 (COP21) 開催 「パリ協定」採択 全ての国が温室効果ガス削減に取り組み、今世紀後半には、世界の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを目指すと表明。
平成 28 年 (2016) 5 月	地球温暖化対策計画 (平成 28 年 5 月 13 日閣議決定・環境省) 温室効果ガス排出量：中期目標として平成 42 年 (2030) までに平成 25 年 (2013) 比で 26%削減し、長期目標として平成 62 年 (2050) までに平成 25 年 (2013) 比で 80%削減を目指すと表明。
令和元年 (2019) 6 月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半の温室効果ガス排出量実質ゼロ、2050 年の削減目標を 2013 年比で 80%とすることが示される。
令和 2 年 (2020) 10 月	菅首相が所信表明において「2050 年までに温室効果ガス排出を全体として実質ゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言。

(3) 遠野市役所の地球温暖化防止に関するこれまでの取り組み

本市は、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例 (平成 17 年遠野市条例第 102 号) (以下「環境基本条例」という。) 及び遠野市環境基本計画に則り、「自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会」の実現を目指し、関係施策の推進に努めています。

遠野市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下「温対法」という。) に基づき策定するものであり、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例や遠野市環境基本計画との整合性を図りながら、市役所が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減や省資源化等に取り組んでいます。

本市の地球温暖化対策実行計画は、平成 19 年 (2007) に初期計画を策定し、平成 28 年 (2016) には令和 2 年 (2020) 度までを計画期間とする第 3 次計画を策定しています。

第 3 次計画は令和 3 年 3 月末をもって目標年次を迎えることから、このたび第 4 次遠野市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (以下「本計画」という。) を策定するものです。

(4) 計画の実施により期待される効果

ア 市役所及び地域全体の温室効果ガス排出抑制

遠野市役所が行う事務事業（以下「本市事務事業」という。）は、その事業量や施設数から、本市内では温室効果ガス排出量が比較的大きい組織です。本市事務事業による温室効果ガス排出量を抑制することは、市全体における温室効果ガス排出量の削減に直接寄与します。

また、市が模範となり率先して地球温暖化対策に取り組むことは、市民や事業者への取り組みの促進に繋がり、官民一体となって地球温暖化防止の機運を高めることにつながります。

イ 事務経費の削減

電気や燃料、水等の使用量、廃棄物の発生量抑制は、事務経費の削減につながります。温室効果ガスの排出量を抑制することで、経済的なメリットを期待することができます。

ウ グリーン調達への推進

本市事務事業において環境への負荷の少ない製品であるグリーン製品を率先して調達・導入することは、市民等への意識啓発につながります。

エ 温室効果ガス排出抑制対策に関する知識の取得と普及

本計画に対する取り組みを、職員が地域・家庭などで実践することで経験や知識が蓄積され、市民や事業者に対する情報提供や助言等も効果的に行うことができます。

オ 持続可能な開発目標（SDGs）の実践

平成 27 年（2015）9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、2030 年までの間に、発展途上国を含むすべての国が取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれました。

SDGs は 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成された「地球上の誰一人取り残さない、国際社会全体の普遍的な目標」であり、その中でも地球温暖化対策は他の SDGs の達成を左右し得る重要な要素でもあります。

【参考】

SDGs の目標 13 「気候変動に具体的な対策を」

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



	ターゲット
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共

	同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 ※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

2 計画の目的

本計画は、温対法第二十一条の規定に基づき、本市事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

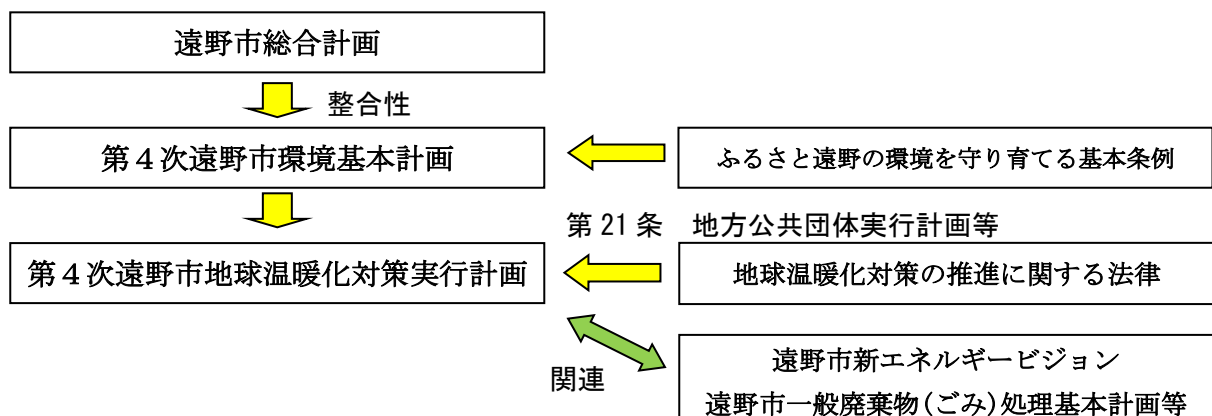
【参考 1】地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条

(地方公共団体実行計画等)	
第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。	
2	地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一	計画期間
二	地方公共団体実行計画の目標
三	実施しようとする措置の内容
四	その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
8	都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
10	都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、温対法に基づき策定された地方公共団体実行計画であり、第4次遠野市環境基本計画の地球温暖化対策関連施策を推進する役割を担う計画です。

運用、見直しにあたっては関連・連携する計画と整合性を図ります。



4 計画期間

遠野市環境基本計画と整合性をとり、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間を計画期間とします。

本計画の基準年度は、令和元年度(2019)とします。

5 対象とする事務及び事業の範囲

計画の対象範囲は、原則として遠野市役所の行う「全ての事務及び事業」とします。

6 対象組織及び対象施設等の範囲

対象組織は遠野市役所の全組織とし、対象施設は、指定管理施設及び無人施設を含む市の全ての施設とします。(報告対象施設：212施設 資料編22ページ参照)

車両等については対象組織及び指定管理者が管理している車両とします。

これらの対象組織及び対象施設等は、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

7 対象とする温室効果ガス

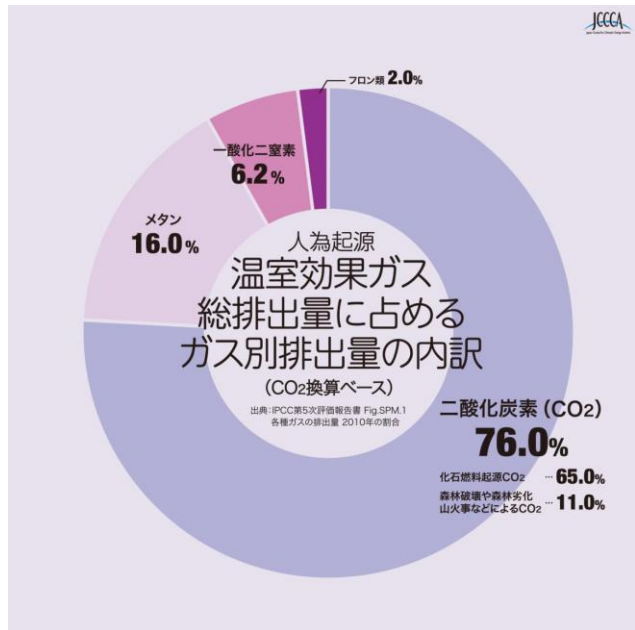
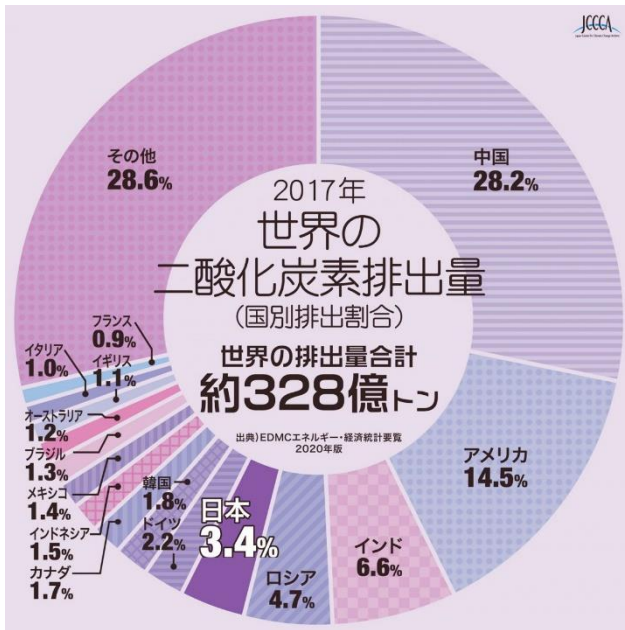
本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三フッ化窒素(NF₃)については、排出の実態把握が極めて困難なため対象外とします。

温室効果ガスの種類	人為的な発生源		地球温暖化係数 (令和元年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、 自動車用ガソリンなど	1
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等による排出など	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の焼却、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立てなど		25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の焼却、一般廃棄物の焼却など		298
ハイドロフルオロカーボン ※ハイドロフルオロエタン (HFC-134a)として	カーエアコンの使用など		1,430

※ 地球温暖化係数とは…二酸化炭素(CO₂)を基準として、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の要因となる能力があるか表した数字(GWP)

※ GWPは地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に定める係数であり、上表は令和元年12月13日公布(令和政令第183号 改正)後の数値を使用しています。ただし、定期的に見直しが行われるため、定期報告ではその年度毎に適切な数値を使用します。



温室効果ガスの特徴

国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH₄ メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N₂O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献: 3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス別排出量の内訳（令和元年度）

単位 kg-CO₂

排出原因		活動量		二酸化炭素 排出量	メタン 排出量	一酸化 二窒素 排出量	ハイドロフルオ ロカーボン 排出量	温室効果 ガス排出量
	電気の使用	14,613,283.7	kwh	7,715,813.8				7,715,813.8
燃料使用	A重油の燃焼	672,626.0	ℓ	1,822,816.5				1,822,816.5
	灯油の燃焼	373,470.0	ℓ	929,940.3				929,940.3
	LPガスの燃焼	46,987.5	m ³	307,778.4	589.9	140.6		308,508.9
	ガソリンの燃焼	105,551.5	ℓ	244,879.5				244,879.5
	軽油の燃焼	69,386.1	ℓ	179,016.1				179,016.1
	小計			11,200,244.6	589.9	140.6		11,200,975.1
し尿処理	下水処理	1,120,823.0	m ³		24,658.1	53,440.9		78,099.0
	し尿処理	17,399.0	m ³		16,529.0	4,822.0		21,351.0
	浄化槽	2,417	人		35,650.8	16,566.1		52,216.9
	小計				76,837.9	74,829.0		151,666.9
ガソリン車走行距離	普通・ 小型乗用車	381,598.0	km		95.4	3,297.8		3,393.2
	バス	0.0	km		0.0	0.0		0.0
	軽自動車	406,537.0	km		101.6	2,665.3		2,766.9
	普通貨物車	41,459.0	km		36.3	481.8		518.1
	小型貨物車	78,161.0	km		29.3	605.6		634.9
	軽貨物車	158,256.0	km		43.5	1,037.5		1,081.0
	特種用途車	60,329.8	km		52.8	629.2		682.0
	小計	1,126,340.8	km		358.9	8,717.2		9,076.1
軽油車走行距離	普通・ 小型乗用車	151,423.0	km		7.6	315.8		323.4
	バス	35,410.0	km		15.1	263.9		279.0
	普通貨物車	20,935.0	km		7.9	87.3		95.2
	小型貨物車	2,108.0	km		0.4	5.6		6.0
	特種用途車	64,120.9	km		20.8	477.7		498.5
	小計	273,996.9	km		51.8	1,150.3		1,202.1
	カーエアコン	245	台				3,503.5	3,503.5
	小計						3,503.5	3,503.5
	排出量合計			11,200,244.6	77,838.5	84,837.1	3,503.5	11,366,423.7
	構成比			98.54%	0.68%	0.75%	0.03%	100.00%

※ 各種温室効果ガス排出量は、小数点第1位以下を四捨五入で表示しています。

※ 算定方法についてはP26～27に記載

2 排出原因別の排出量内訳

単位 kg-CO₂

排出原因		活動量		温室効果ガス 排出量	排出原因別 構成比
燃料 使用	電気の使用	14,613,283.7	kwh	7,715,813.8	67.88%
	A重油の燃焼	672,626.0	ℓ	1,822,816.5	16.04%
	灯油の燃焼	373,470.0	ℓ	929,940.3	8.18%
	LPガスの燃焼	46,987.5	m ³	308,508.9	2.71%
	ガソリンの燃焼	105,551.5	ℓ	244,879.5	2.15%
	軽油の燃焼	69,386.1	ℓ	179,016.1	1.58%
	小計			11,200,975.1	98.54%
し尿 処理	下水処理	1,120,823.0	m ³	78,099.0	0.69%
	し尿処理	17,399.0	m ³	21,351.0	0.19%
	浄化槽によるし尿処理	2,417.0	人	52,216.9	0.45%
	小計			151,666.9	1.33%
ガソリン 車走行 距離	普通・小型乗用車	381,598.0	km	3,393.2	0.03%
	バス	0	km	0.0	0.00%
	軽自動車	406,537.0	km	2,766.9	0.02%
	普通貨物車	41,459.0	km	518.1	0.00%
	小型貨物車	78,161.0	km	634.9	0.01%
	軽貨物車	158,256.0	km	1,081.0	0.01%
	特種用途車	60,329.8	km	682.0	0.01%
	小計	1,126,340.8	km	9,076.1	0.08%
軽油車 走行 距離	普通・小型乗用車	151,423.0	km	323.4	0.00%
	バス	35,410.0	km	279.0	0.00%
	普通貨物車	20,935.0	km	95.2	0.00%
	小型貨物車	2,108.0	km	6.0	0.00%
	特種用途車	64,120.9	km	498.5	0.01%
	小計	273,996.9	km	1,202.1	0.01%
	カーエアコンの使用	245	台	3,503.5	0.03%
	小計			3,503.5	0.03%
	排出量合計			11,366,423.7	100.00%

※排出原因別構成比は、小数点第2位以下を四捨五入で表示しています。

第3章 計画の目標

1 重点取り組み項目と基本的な考え方

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の4種類としておりますが、このうち、排出割合 (P 8 参照) の98.5%を占める二酸化炭素の削減について数値目標を設定し、対策に取り組みます。

また、間接的に二酸化炭素削減に係る事務用紙購入量、水道使用量についても、削減に向けた取り組みを推進します。

なお、二酸化炭素の削減に直接貢献する項目を重点取り組み項目として、毎年度使用状況等を調査し、計画の実効性を確保します。

2 温室効果ガス (二酸化炭素) の削減目標

【本計画削減目標】 遠野市役所は、計画期間中に

二酸化炭素の総排出量を 7.5%削減 します。

※目標年 (令和7年度) に、基準年 (令和元年度) と比較し7.5% (年1.5%) 削減

二酸化炭素総排出量を毎年度ごとに年率1.5%削減することを目標とし、令和3年度から令和7年度までの5年間で7.5%の削減を目指します。(第3次計画時目標値：年1%・5年で5%の削減)

本計画に対する二酸化炭素総排出量の実績及び取り組み状況等については、毎年度実績報告を取りまとめ公表します。

削減目標の設定にあたっては、国が国連気候変動枠組条約事務局へ提出した「日本の約束草案」の二酸化炭素排出削減目標【令和12年(2030)に平成25年(2013)比26%削減する(年約1.5%)】を基本としつつ、本市事務事業の変遷や施設の増減、科学技術の進展など、内外の関連する動向の変化に応じて計画期間ごとに見直していきます。

二酸化炭素削減目標 (基準年：令和元年度、目標年：令和7年度) (kg-CO₂)

削減に直接関わる項目	数 値 目 標		
	基準年：令和元年度 現況値	目標年：令和7年度 目標値	
二酸化炭素	11,200,244.6	10,360,226.2	
電気使用量の削減	7,715,813.8	二酸化炭素総排出量 7.5%削減 約840千kg-CO ₂ 削減	
燃料設備における燃料使用量の削減	A重油		1,822,816.5
	灯油		929,940.3
	LPガス		307,778.4
公用車燃料使用量の削減	ガソリン		244,879.5
	軽油	179,016.1	

【間接的に二酸化炭素の削減に関わる項目】 事務用紙購入量の削減・水道使用量の削減

第4章 取組内容

1 温室効果ガス排出量削減のための具体的取り組み内容

温室効果ガス排出量を削減するためには、職員及び施設管理担当の環境配慮意識の向上が必要であり、主なものとして次に示す取り組みを励行します。

また、新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。更に、施設機器の運用改善・運転制御や補修・改修工事の際の工夫にも取り組みます。

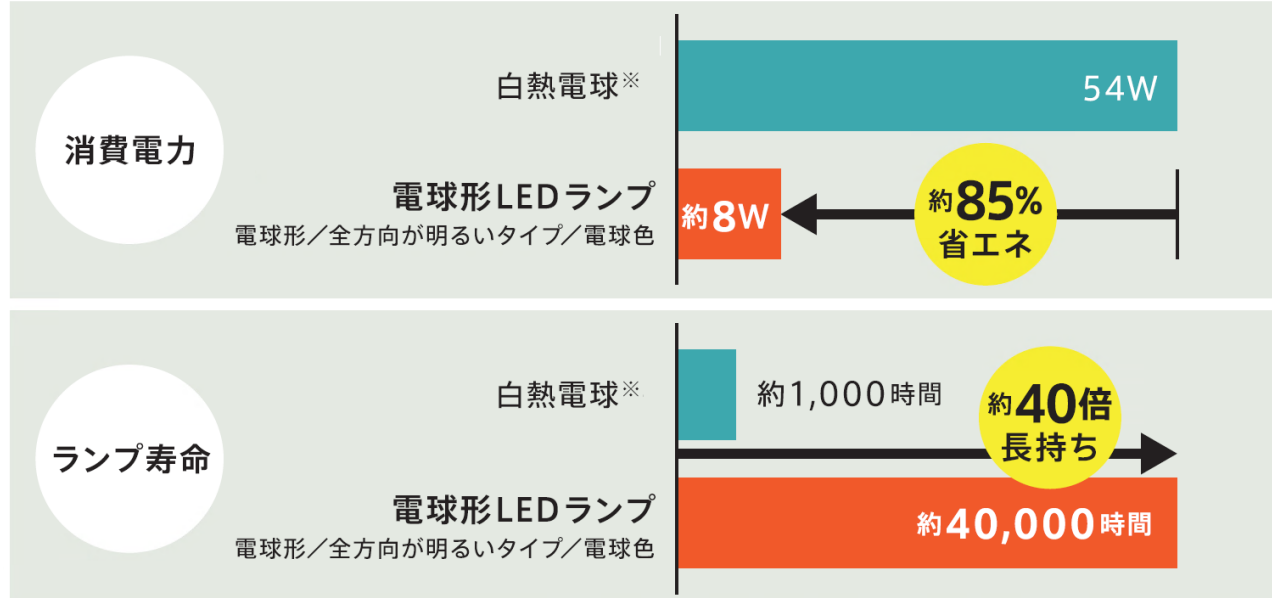
大分類	中分類	対象
(1) 省エネルギーに関する取り組み	ア 電気の適正使用 イ 公用車の適正使用 ウ 燃料設備の適正使用	○全職員 ○施設管理担当
(2) 省資源に関する取り組み	ア 事務用紙購入量の削減 イ 水道使用量の削減	○全職員 ○施設管理担当
(3) 廃棄物の削減とリサイクルに関する取り組み	4 R の推進 (※ 下記参照)	○全職員 ○施設管理担当
(4) 物品購入や管理に関する取り組み	物品の購入、管理における環境配慮	○全職員 ○施設管理担当
(5) 建物の建設、管理等に関する取り組み	建物の建設、管理等における環境配慮	○公共工事担当 ○施設管理担当
(6) フロン類の漏えい防止対策に関する取り組み	第一種特定製品の管理	○施設管理担当
(7) 遠野市地球温暖化推進委員会事務局(以下「事務局」という。)の取り組み	ア 職員等の意識啓発活動の推進 イ 活動実績の取りまとめ ウ 情報発信	○事務局
(8) 新エネルギー・省エネルギーに関する取り組み(設備面)	ア 新エネルギー設備導入施策 イ 省エネルギーの実現に向けた施策 ウ エネルギー施策の普及啓発	○施設管理担当

※ 4 R : 岩手県でも推進している Reduce (排出抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再資源化) の「3 R」に、もうひとつの「R」 Refuse (発生回避) を加えた言葉。

(1) 省エネルギーに関する取り組み

ア 電気の適正使用

取り組み項目	実施単位	
	職員	施設管理
照明の適正使用		
・昼休み等不必要な時間は照明をこまめに消灯する。	●	●
・照明機器を定期的に清掃・交換し、効率的に明るさを得る。	●	●
・照明更新時は、消費電力の少ないLED照明に更新する。		●
・照明を点検し、必要でない場所の蛍光灯を一部または全部取り外す。		●
・照明のエリアに配慮したスイッチ回路の導入を、必要に応じて行う。		●
OA機器・電気製品の適正使用		
・OA機器の省エネルギー管理機能を活用する。	●	
・不必要な時間帯は、OA機器の主電源を切る。またはコンセントを抜く。	●	
・机を離れる際は、パソコンのモニターの電源を切る。	●	
・OA機器、電気製品等を、使用状況に応じて適正配置する。また、必要に応じて台数見直しを行う。		●
その他電気設備、施設の適正使用		
・個人的に利用する電子機器を持ち込まない。	●	
・水曜日のノー残業デーを徹底する。	●	●
・夏場のクールビズ、冬場のウォームビズに取り組み、エアコンの稼働時間を可能な限り減らす。	●	●
・必要に応じて、施設の省エネルギー診断、改修工事を実施する。		●
・遠野市新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの活用を検討する。		●



※ 一般電球 60形 ●国内の代表的なランプW数・寿命を用いて比較しています(2016年4月1日現在)
 出展：環境省「COOL CHOICE」ウェブサイト (<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>) より

イ 公用車の適正使用

取り組み項目	実施単位	
	職員	施設管理
・エコドライブ(※下図参照)の実施。	●	●
・タイヤの空気圧を適正に保つなど、日常点検を励行する。	●	●
・走行ルート of 合理化を行い、走行距離を削減する。	●	
・公共交通機関が利用可能な場合には、できる限り利用する。	●	
・目的地が一緒の出張等には、職員同士声がけをして相乗りを促進する。	●	
・片道2km未満の外出では、できる限り徒歩や自転車等を利用する。	●	
・更新時にはハイブリッド車、燃料電池車などの低公害、低燃費車を推進する。		●

**ふんわりアクセル
「eスタート」**



**減速時は早めに
アクセルを離そう**

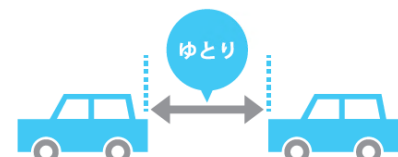


**自分の車の燃費を
把握しましょう**




エコドライブは、特別な知識も、高度な技術も必要ありません。


車間距離をあけて、加速・減速の少ない運転




エアコンの使用は適切に




ムダなアイドリングはやめましょう




渋滞を避け、余裕をもって出発




タイヤの空気圧から始める点検・整備




不要な荷物はおろしましょう



走行の妨げとなる駐車はやめましょう



出展：環境省「COOL CHOICE」ウェブサイト (<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>) より



未来のために、いま選ぼう

遠野市役所は地球温暖化対策のための国民運動
「COOL CHOICE」に賛同しています。

ウ 燃料設備の適正使用

取り組み項目	実施単位	
	職員	施設管理
・ガスコンロを使用する際は、適正な火力に調整するとともに、沸かし過ぎの防止に努める。	●	●
・給湯温度を適正に設定する。	●	●
・冷暖房機器の設定温度を適正にする。	●	●
・冷暖房機器は定期的に掃除等の手入れをしてエネルギー消費効率を上げる。	●	●
・冬場のウォームビズに取り組み、ボイラー・暖房機器等を効率的に使用する。	●	●

(2) 省資源に関する取り組み

ア 事務用紙購入量の削減

取り組み項目	実施単位	
	職員	施設管理
資料等の印刷、コピーによる用紙使用量の削減		
・情報セキュリティを遵守しながら用紙の裏面を再利用する。	●	
・プリンター、コピー機に再利用紙専用トレイを設置する。	●	
・広告、ポスター等をメモ用紙に使用し、0A用紙の使用枚数を減らす。	●	
・コピー使用前後に必ずリセットボタンを押し、コピーミスを防ぐ。	●	
・パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らす。	●	
・大量印刷する際は、ためし印刷で確認してから実施する。	●	
・用紙サイズ、印刷サイズを調節し、印刷枚数を減らす。	●	
・資料、事務手続きを簡素化する。	●	●
内外連絡等による用紙使用量の削減		
・内外への連絡には、庁内ポータル、Eメールを利用する。	●	
・FAX送信の際は、できる限り送信票を使用しない。	●	
・封筒を再利用する。	●	
会議等による用紙使用量の削減		
・会議資料等は簡略化し、枚数を減らす。	●	
・会議資料は、パワーポイント等の利用により、配布枚数を減らす。	●	
・事前に配布した会議資料等は、当日必ず持参させる。また、予備は必要最小限にする。	●	

イ 水道使用量の削減

取り組み項目	実施単位	
	職員	施設管理
・節水を心掛け、使用時に出しっぱなしにしない。	●	
・食器を洗浄する際は、ポットの残り湯の再利用や容器に水をためて洗う。	●	
・トイレでは、水を流す回数を必要最小限にする。	●	
・公用車の洗車はバケツを利用し、水を出したままにしない。	●	●
・毎月の水道使用量に気を配り、漏水を見逃さない。また、水漏れ点検を定期的に実施する。		●
・節水に効果のある設備や感知式の自動水洗等の設置を推進する。		●
・雨水、排水利用設備を必要に応じて設置する。		●

(3) 廃棄物の削減とリサイクルに関する取り組み

4R（発生回避、排出抑制、再利用、再資源化）の推進

取り組み項目	実施単位	
	職員	施設管理
・使い捨て製品の使用や購入を抑制する。	●	
・過剰包装品の購入は避ける。	●	
・日常的にエコバッグを持ち歩く。	●	
・廃棄物を適正に分別(特に紙類とプラスチック製容器包装)し、排出する。	●	●
・古紙回収ボックスを設置し、紙資源の再資源化を図る。 (コピー用紙、雑紙、新聞紙、ダンボールに分類)	●	
・プリンター等トナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。	●	
・調理場や学校等、生ごみが大量に発生する施設では、生ごみの堆肥化を検討する。		●



エコロ

岩手県3R推進キャラクター

(4) 物品購入や管理に関する取り組み

物品の購入、管理における環境配慮

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設管理
・物品購入時は、環境負荷の少ない製品を優先するグリーン購入に努める。	●	●
・内部機関との文書連絡では、使用済み封筒を再利用する。	●	
・事務用品は、できる限り課内、施設内で共有使用する。	●	●
・事務機器や電気製品等は大切に使い、安易に廃棄しない。	●	●
・事務用品の在庫を出来る限り一括管理し、無駄な購入を行わない。	●	●
・物品等の購入は、ノンフロン製品を購入する。	●	●

(5) 建物の建設、管理等に関する取り組み

建物の建設、管理等における環境配慮

取り組み項目
計画・設計段階における環境配慮
・リサイクル可能な素材の使用を推進する。
・建設副産物の発生抑制と有効利用を推進する。
・敷地内の緑化を推進する。
・木質バイオマスエネルギー等新エネルギーの利用を積極的に導入する。
・自然光を利用した設計となるよう配慮する。
・省エネルギー型の照明機器、空調設備等の採用に努める。
・建物の断熱性の向上に努める。
・節水に効果のある節水コマや感知式の自動水洗等の設置を導入する。
施工段階における環境配慮
・建設副産物の発生抑制、再生利用、適正処理を図る。
・非熱帯木材型枠やリサイクル可能な型枠の使用に努める。
・低公害型の建設機械の使用に努める。
管理段階における環境配慮
・敷地内の緑化を推進し、維持・管理を行う。
・HFCを冷媒として使用している機器を適正に管理し、冷媒等の漏洩防止に努める。
修理・解体段階における環境配慮
・請負業者に、建築解体廃棄物の発生抑制、分別排出を徹底し、リサイクルを推進するよう指示する。

※上記内容は、公共工事担当、施設管理担当が取り組む項目

(6) フロン類の漏えい防止対策に関する取り組み

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称 フロン排出抑制法）が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、第一種特定製品（冷媒としてフロン類が使用されている業務用エアコン、業務用冷蔵機器及び冷凍機器）の管理が義務づけられています。

代替フロンは、二酸化炭素の数百倍から数千倍以上の温室効果があり、地球温暖化に与える影響が大きいことから排出削減に取り組む必要があります。

第一種特定製品の管理

取り組み項目
・機器を適切に設置し、適正な使用環境を維持する。
・機器の点検や作業を行うための作業空間を確保する。
・機器の点検を行う。（3 箇月に 1 回の簡易点検）
・一定規模以上の機器は、3 箇月に 1 回の簡易点検に加え、専門業者による定期点検を行う。
・機器からフロン類が漏れた時の適切な対処（繰り返し充填の禁止）
・機器に冷媒として充填されているフロンを大気中へ放出しない。
・機器の整備記録簿を作成し、機器を廃棄するまで保存する。
・機器を廃棄する場合は、第一種フロン類充填回収業者へ依頼する。

※上記内容は、施設管理担当（第一種特定製品管理者）が取り組む項目

(7) 事務局の取り組み

事務局は、各課等の取組み状況の報告を取りまとめ、温室効果ガス（二酸化炭素）の削減に資する取り組みを行います。本市事務事業の取り組みが地域全体の模範となり、市民への意識啓発や遠野市全体の温室効果ガス削減の取り組みに波及できるよう市民等への情報発信に努めます。

ア 職員等の意識啓発活動の推進

温室効果ガス（二酸化炭素）削減の推進を全職員で行うためには、継続的な意識啓発が必要です。職員ポータルを活用した情報提供や、説明会、各課等の地球温暖化対策推進員研修会を企画するなど、意識啓発活動を行います。

イ 活動実績の取りまとめ

各課の所管施設、指定管理施設等のエネルギー使用量、温室効果ガス（二酸化炭素）削減に向けた取り組み結果等を取りまとめ、遠野市地球温暖化対策推進委員会に報告します。

ウ 情報発信

本計画及び実績報告書を市のホームページで公表し、市民、事業者等に周知するとともに、情報発信に努めます。

(8) 新エネルギー・省エネルギーに関する取り組み(設備面)

二酸化炭素の削減及び地球温暖化防止対策として、地域資源を活用した新エネルギーの普及は重要です。

市では、「遠野市新エネルギービジョン」を策定し、景観資源と調和しながら再生可能エネルギーの普及を図る取り組みを「遠野型新エネルギー導入施策」として推進しています。

遠野市新エネルギービジョンの中間検証は、令和2年(2020)です。

今後も遠野市新エネルギービジョンに基づき、公共施設への再生可能エネルギー設備を積極的に導入し、市民や事業者への普及啓発を推進します。

【遠野市新エネルギービジョン抜粋】

目指す姿：「遠野型新エネルギー導入施策による好循環型社会の構築」

計画期間：平成27(2015)～令和7(2025)年度

目 標：エネルギー消費量に占める新エネルギーの割合 30%以上

新エネルギー導入施策：

ア 新エネルギー導入施策

- (ア) 太陽光発電：太陽光発電設備の導入
- (イ) 太陽熱利用：公共施設における太陽熱利用の促進
- (ウ) 木質バイオマス：公共施設における木質バイオマスボイラーの導入
- (エ) バイオガス：バイオガス発電プラントの整備促進
- (オ) 小水力発電：水光園創エネルギープラント化事業

イ 省エネルギーの実現に向けた施策

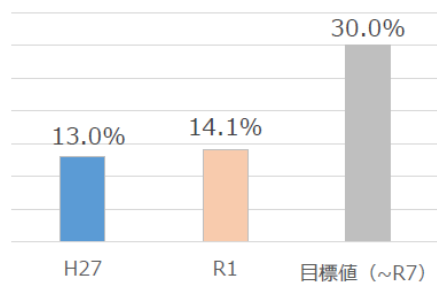
- (ア) 公共施設等の省エネルギー化の推進
- (イ) 次世代自動車導入の促進
- (ウ) カーボンオフセット協定の締結に向けた取り組み

ウ エネルギー施策の普及啓発

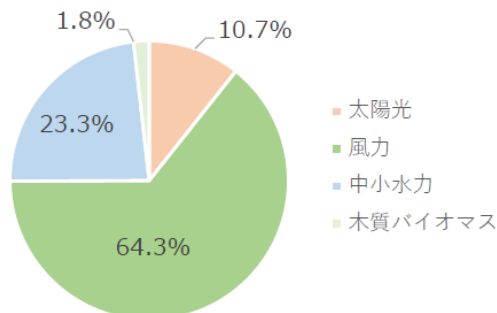
- (ア) 公共施設における創・省エネルギー機器モデル導入
- (イ) 省エネルギー施策推進のための人材養成

【中間検証：令和2(2020)年時点における新エネルギー導入割合 14.1%】

エネルギー消費量に占める新エネルギーの導入割合 (R2.4現在)



新エネルギーの導入割合 (R1)



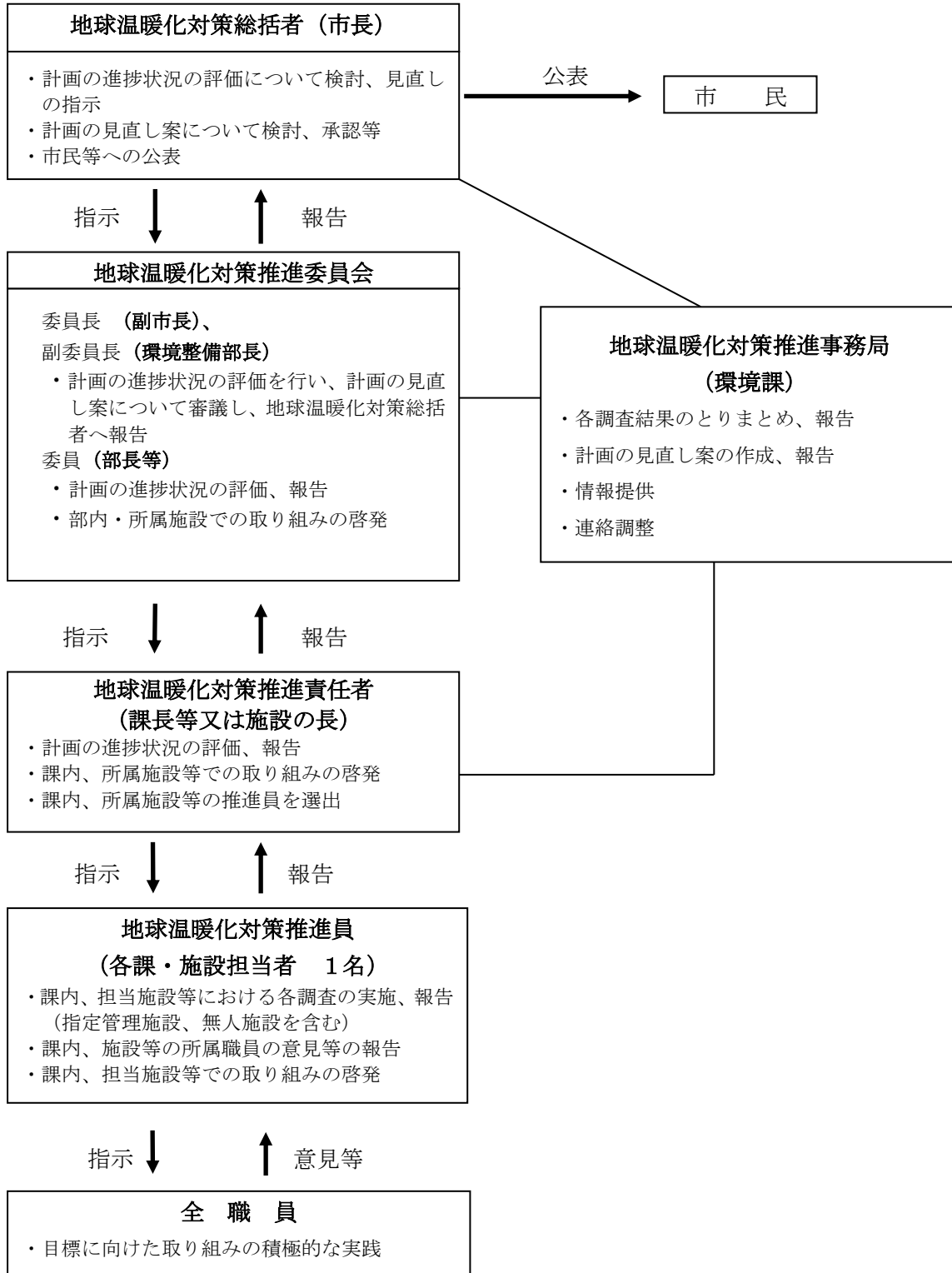
- ・平成27年当時の新エネルギーの導入率 13.0%から、導入割合は5年間で1.1ポイント上昇した。
- ・釜石ウィンドファームの風力発電、水光園に設置した等の水力発電が、新エネルギー全体の87.6%を占めている。

第5章 計画の進行管理

1 推進体制

以下の推進体制により、計画の推進を図ります。

詳細は、「遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱」に定めます。(資料編 21 ページ参照)



◆地球温暖化対策総括者（市長）

- ・計画の進捗状況、評価及び見直し等について検討し、地球温暖化対策推進委員会に対し、必要に応じて計画の見直し等の指示を行う。
- ・計画の見直し案について検討し、承認等を行う。
- ・計画の進捗状況、評価及び見直しについて、市民等に公表する。

◆地球温暖化対策推進委員会（副市長、部長等）

- ・委員長（副市長）、副委員長（環境整備部長）、委員（部長等）で構成する。
- ・本計画の実行について審議する。
- ・計画の進捗状況について全体の評価を行い、地球温暖化対策総括者（市長）に報告する。
- ・必要に応じて計画の見直し案について検討を行い、地球温暖化対策総括者に報告する。

◆地球温暖化対策推進委員（部長等）

- ・部内の進捗状況について評価を行い、地球温暖化対策推進委員会に報告する。
- ・部内、所属施設等の職員に、取り組みの実施を啓発する。

◆地球温暖化対策推進責任者（課長等、施設の長）

- ・課内、所属施設等に地球温暖化対策推進員（担当者）を選任し、課内、所属施設等の調査を指示する。
- ・課内、所属施設等について、調査結果及び所属職員の意見等を取りまとめ、所属施設等全体で評価を行い、部長等の決裁後、地球温暖化対策推進事務局（環境課）に報告する。
- ・課内、所属施設等の職員に、取り組みの実施を啓発する。

◆地球温暖化対策推進員（課・室等、施設担当者1名）

- ・課内、所管している指定管理施設等について調査を行い、地球温暖化対策推進責任者に報告する。
- ・所管している施設の指定管理者に対し、地球温暖化対策に関する情報提供、連絡調整を行う。
- ・課内、施設等の所属職員に、取り組みの実施を啓発する。
- ・課内、施設等の所属職員から意見等を取りまとめ、地球温暖化対策推進責任者に報告する。

◆地球温暖化対策推進事務局（環境課）

- ・地球温暖化対策推進責任者から報告された調査結果を取りまとめ、地球温暖化対策推進委員会に報告する。
- ・必要に応じて計画の見直し案を作成し、地球温暖化対策推進委員会に提案する。
- ・職員に対し、地球温暖化対策に関する情報提供を行う。
- ・地球温暖化対策推進員との連絡調整を行い、計画の円滑な推進に努める。

2 活動量等の把握及び管理方法

(1) 活動量等の把握

推進員は、半期ごとに「課別・施設別活動量調査票（様式1-1及び1-3）」に課内・施設等の燃料の使用実績等を記載し、課長、部長等の決裁を受け、事務局に提出する。

また、毎年度4月末までに「前年度比較票（様式2）」に前年度と前々年度の活動実績を記入し、事務局に提出する。

なお前年度比較票には、活動量調査票の内容を踏まえて、以下の変化要因について把握、記入を行うものとする。

- ・新規施設の建設や、既存施設の廃止による施設数の変化、公用車の所有台数の変化等
- ・施設、設備の使用方法による燃料、電気使用量等の変化
- ・新規導入した施設、設備の性能による燃料、電気使用量等の変化
- ・開発等の温室効果ガスの排出状況に寄与する市の行動の変化

事務局は、温室効果ガス総排出量の算定及び変化要因について取りまとめを行う。

(2) 進行管理方法

実行計画は、実施状況等を定期的に点検し、PDCAサイクルの考え方に基づき、継続的に取り組み、進行管理を着実にを行います。

ア 計画 (Plan)

温室効果ガスの削減目標が実現可能性及び妥当性を踏まえたものか吟味し、必要に応じて関係者等からヒアリングを行い、効果的な実行計画を策定する。

イ 実行 (Do)

計画を効果的に運用するために、正確な活動量の把握を行う。活動量の把握を徹底するとともに、取り組み項目の実施を行う。

ウ 点検・評価 (Check)

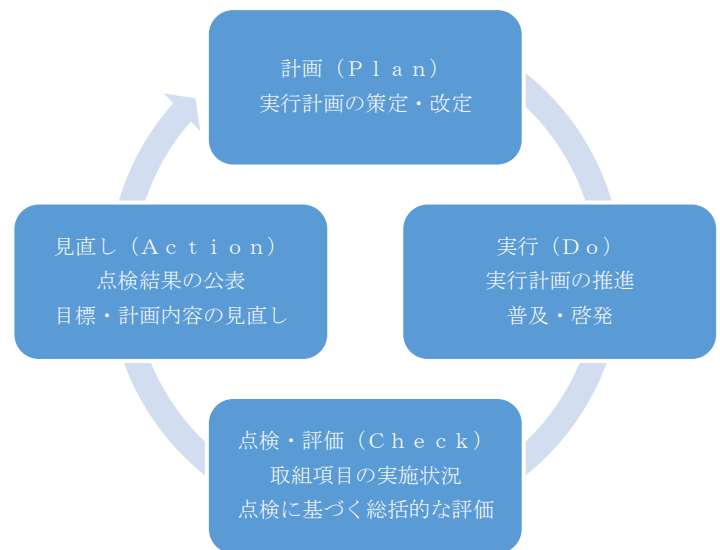
各課から報告された数値をもとに、目標達成への評価を行い、地球温暖化対策推進委員会を経て温暖化対策総括者へ報告する。

エ 計画の見直し (Action)

温暖化対策総括者は、温暖化対策推進委員会から報告された計画の進捗状況の評価について検討し、数値目標、取り組み方法、取り組み内容等を見直す必要性が認められた場合計画の見直しを指示する。

オ 実績の公表

取り組みの透明性、客観性を確保し、市民・事業者への普及啓発の一環として本計画の内容、達成状況を市のホームページにおいて公表する。



【資料編】 1 遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱

遠野市告示第84号

平成26年6月26日

遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項の規定に基づき策定した、遠野市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の推進に係る全庁的な計画又は事業の調整及び連携を図るため、遠野市地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行計画の進行管理に関すること。
- (2) 実行計画の点検及び見直しに関すること。
- (3) 省エネルギーの推進に関すること。
- (4) その他実行計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は環境整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、環境整備部長以外の部長の職（これと同等と認められる職を含む。）にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境整備部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
総務課	1	行政文書館
政策担当	2	電気自動車充電設備5カ所
管財担当	3	遠野市役所とぴあ庁舎
	4	財政課分室(公用車車庫)
	5	市営穀町駐車場
	6	遠野市役所本庁舎
	7	旧上郷中学校
	8	旧土淵中学校
	9	旧小友中学校
	10	旧遠野市物産センター
	11	旧JAとおの綾織支所(倉庫)
	12	旧JAとおの附馬牛支所
	13	旧JAとおの青笹支所(倉庫)
	14	東館町公有財産保管倉庫
	15	産業振興会館
	16	遠野駅前駐車場
	17	遠野駅前駐輪場
	18	雇用促進住宅駐車場
	19	多目的交流住宅
福祉課	20	遠野健康福祉の里
健康 長寿課	21	ふれあいホーム上郷
	22	ふれあいホーム小友
	23	ふれあいホーム薬研淵
	24	ふれあいホーム附馬牛
中央 診療所	25	中央診療所
	26	小友診療所
こども 政策課	27	遠野児童館
	28	白岩児童館
	29	綾織児童館
	30	青笹児童館
	31	上郷児童館
	32	宮守児童館
	33	附馬牛児童館
	34	材木町児童遊園
	35	遠野市役所東館庁舎
	36	東館庁舎 外灯
農林課	37	森林総合センター
畜産 園芸課	38	小友町農産物直売加工施設 (産直ともちゃん)

担当課		施設名	
畜産 園芸課	39	上郷町農産物直売加工施設 (夢産直かみごう)	
	40	わさび苗生産育成施設 (わさび苗生産用施設)	
	41	淡水魚種苗生産センター(東 禅寺)	
	42	淡水魚種苗中間育成センター (上附馬牛)	
	43	淡水魚生産物処理加工施設 (水光園)	
	44	遠野市堆肥センター	
	45	遠野市畜産振興センター	
	46	荒川牧野	
	47	寺沢牧野	
	48	石羽根牧野	
	49	大野平キャトルセンター	
	商工 労働課	50	まちおこしセンター (あすもあ遠野)
		51	ふれあい情報プラザ (めがね橋直売所)
		52	遠野市中心市街地活性化 センター(とぴあ)
		53	遠野高等職業訓練校
		54	とおの物語の館
		55	城下町資料館
56		道の駅みやもり公衆トイレ	
観光 交流課	57	カッパ淵公衆便所	
	58	めがね橋	
	59	鞍迫観音公衆便所	
	60	稲荷穴レクリエーション施設	
	61	五百羅漢さわやかトイレ	
	62	山口水車小屋公衆便所	
	63	山崎金勢様休憩所	
	64	松崎観音公衆便所	
	65	千葉家さわやかトイレ	
	66	続石公衆便所	
	67	太郎カッパ公園	

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
観光 交流課	68	伝承園さわやかトイレ
	69	東北自然歩道さわやかトイレ
	70	鍋倉公園(南部神社)
	71	JR柏木平駅(待合室)
	72	福泉寺さわやかトイレ
	73	米田さわやかトイレ
	74	観光交流センター (旅の蔵遠野)
	75	ふるさと村 曲り家集落
	76	たかむろ水光園
	77	伝承園
	78	遠野市情報交流センター (風の丘)
	79	コテージランドかしわぎ
	80	ふるさと交流体験学習施設
	81	ふれあい交流広場
	82	リフレッシュガーデンハウス (遠野麦酒苑)
	83	優遊プラザ
84	旧大出小中学校 (早池峰ふるさと学校)	
建設課	85	建設機材倉庫
まちづくり 推進課	86	遠野駅前整備事業用地
	87	智恩寺裏 外灯
	88	南部神社 外灯
	89	鍋倉公園ポンプ
	90	鍋倉公園三の丸休憩所
	91	鍋倉展望台
環境課	92	遠野市八幡墓園
	93	遠野市斎場
	94	し尿処理棟
	95	保養センター
	96	廃棄物再生利用施設
	97	最終処分場
上下 水道課	98	上水道施設
	99	宮守浄化センター
	100	農業集落排水処理施設
	101	遠野浄化センター
宮守 総合支所	102	宮守総合支所
	103	JR宮守駅公衆トイレ

担当課		施設名
消防 総務課	104	第1分団第3部屯所 駅前地区コミュニティ消防センター
	105	第2分団第1部屯所 新里地区コミュニティ消防センター
	106	第2分団第3部屯所 山口地区コミュニティ消防センター
	107	第3分団第5部屯所 鷹鳥屋地区コミュニティ消防センター
	108	第4分団第1部屯所 和野分所 和野地区コミュニティ消防センター
	109	第5分団第4部屯所 松崎地区コミュニティ消防センター
	110	第6分団第2部屯所 柏崎地区コミュニティ消防センター
	111	第6分団第4部屯所 本宿地区コミュニティ消防センター
	112	第7分団第1部屯所 善応寺地区コミュニティ消防センター
	113	第7分団第3部屯所 中下地区コミュニティ消防センター
	114	第8分団第4部屯所 平倉地区コミュニティ消防センター
	115	第9分団第1部屯所(新町)
	116	第9分団第2部屯所(上宮守)
	117	第9分団第3部屯所(鹿込)
	118	第9分団第4部屯所(下郷)
	119	第9分団第4部屯所岩根橋分所(岩根橋)
	120	第9分団第5部屯所(塚沢)
	121	第10分団第1部屯所 宿・湯屋地区コミュニティ消防センター
	122	第10分団第2部屯所 米田地区コミュニティ消防センター
	123	第10分団第3部屯所 (大川目)
	124	第10分団第4部屯所(中斉)
	125	第10分団第5部屯所(小通)

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
消防 総務課	126	第11分団第1部屯所 (上鱒沢)
	127	第11分団第2部屯所併用水 防倉庫(下鱒沢)
	128	第11分団第3部屯所(迷岡)
	129	第11分団第4部屯所 (柏木平)
	130	総合防災センター (消防本部・遠野消防署)
	131	旧第5分団第5部屯所(蓮田)
	132	旧第10分団第1部屯所(宿)
	133	旧第10分団第6部屯所 (湯屋)
宮守 出張所	134	遠野消防署宮守出張所
市民 協働課	135	遠野町公園
	136	遠野町南公園
	137	遠野市蔵の道街区公園
	138	下一日市公園
	139	かっぱふれあい広場
	140	ロッジ赤羽根
	141	綾織農村公園
	142	ふれあい交流センター
	143	稻荷下屋内運動場
	144	遠野運動公園
	145	下早瀬公園
	146	下早瀬北公園
	147	宮守体育館
	148	銀河の森総合運動公園
	149	国体記念公園市民サッカー場
	150	穀町西公園
	151	穀町東公園
	152	桜馬場公園
	153	新張街区公園
	154	森林体験交流施設
	155	早瀬街区公園
156	早瀬川緑地	
157	東館街区公園	
158	八幡街区公園	
159	八幡公園	

担当課		施設名
市民 協働課	160	遠野市文化交流施設 (みやもりホール)
	161	遠野市民プール
	162	遠野市民体育館
	163	遠野市老人憩いの家
	164	岩滝ポンプ場
	165	旧鹿込小学校屋体
	166	旧松崎公民館
	167	遠野市民会館
	168	小友農村公園
	169	上郷老人憩いの家
	170	生産型体験農園施設
	171	青笹ペレットボイラー
	172	青笹民俗館
	173	鷹鳥屋農村公園
	174	赤羽根スキー場
	175	赤羽根バンガロー
	176	土淵農村公園
	177	藤沢の滝農村公園
	178	八坂農村公園
	179	遠野市勤労青少年ホーム
	180	防犯灯
181	鱒沢就業改善センター	
地域づくり 応援室	182	綾織地区センター
	183	小友地区センター
	184	附馬牛地区センター
	185	土淵地区センター
	186	青笹地区センター
	187	上郷地区センター
	188	達曽部地区センター
生涯学習 スポーツ課	189	宮守小学校 夜間照明
	190	青笹小学校 夜間照明
文化課	191	まちなかドキ・土器館
	192	下一日市さわやかトイレ
	193	加守田章二陶房跡
	194	博物館資料収蔵庫
	195	遠野市立博物館・図書館
	196	遠野蔵の道ギャラリー
	197	重要文化財千葉家住宅

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
学校 教育課	198	遠野小学校
	199	遠野北小学校
	200	綾織小学校
	201	小友小学校
	202	附馬牛小学校
	203	土淵小学校
	204	青笹小学校
	205	上郷小学校

担当課		施設名
学校 教育課	206	宮守小学校
	207	達曽部小学校
	208	鱒沢小学校
	209	遠野中学校
	210	遠野東中学校
	211	遠野西中学校
学校給食 センター	212	遠野市総合食育センター

【対象施設】 212 施設

施設の状況にあわせ、対象施設を適宜加除しつつ運用していく。

計画更新にあたり削除した施設	計画更新にあたり追加した施設
旧建設資材倉庫	電気自動車充電設備5カ所
附馬牛診療所	遠野市役所本庁舎
宮守歯科診療所	多目的交流住宅
八幡中継基地公衆便所	附馬牛児童館
畜産総合施設場	鍋倉公園(南部神社)
高清水牧野	第9分団第4部屯所(下郷)
遠野地区合同庁舎	第9分団第4部屯所岩根橋分所(岩根橋)
汚染牧草前処理施設	第10分団第1部屯所 宿・湯屋地区コミュニティ消防センター
宮守ゆうYOUソフト館	旧第5分団第5部屯所(蓮田)
市民センター駐車場	旧第10分団第1部屯所(宿)
東館公園	旧第10分団第6部屯所(湯屋)
第5分団第5部屯所(蓮田)	遠野町南公園
第9分団第4部屯所(岩根橋)	穀町西公園
第9分団第6部屯所(下郷)	穀町東公園
第10分団第1部屯所(宿)	桜馬場公園
第10分団第6部屯所(湯屋)	森林体験交流施設
旧附馬牛小学校	八幡公園
	上郷老人憩の家
	赤羽根スキー場
	赤羽根バンガロー
	鱒沢就業改善センター
	達曽部地区センター
	重要文化財千葉家住宅

3 排出係数一覧及び算定方法

(令和元年度数値)

排出原因	活動量		二酸化炭素 排出係数	メタン 排出係数	一酸化 二窒素 排出係数	ハイドロフル オロカーボン 排出係数	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂)
			1	25	298	1,430	
電気の使用	14,613,283.7	kwh	0.528				7,715,813.8
A重油の燃焼	672,626.0	ℓ	2.71				1,822,816.5
灯油の燃焼	373,470.0	ℓ	2.49				929,940.3
LPGガスの燃焼	46,987.5	m ³	3	0.00023	0.0000046		308,508.9
ガソリンの燃焼	105,551.5	ℓ	2.32				244,879.5
軽油の燃焼	69,386.1	ℓ	2.58				179,016.1
燃料 小計							11,200,975.1
下水処理	1,120,823.0	m ³		0.00088	0.00016		78,099.0
し尿処理	17,399.0	m ³		0.038	0.00093		21,351.0
浄化槽によるし尿処理	2,417.0	人		0.59	0.023		52,216.9
し尿 小計							151,666.9
普通・小型乗用車	381,598.0	km		0.00001	0.000029		3,393.2
バス	0.0	km		0.000035	0.000041		0.00
軽自動車	406,537.0	km		0.00001	0.000022		2,766.9
普通貨物車	41,459.0	km		0.000035	0.000039		518.1
小型貨物車	78,161.0	km		0.000015	0.000026		634.9
軽貨物車	158,256.0	km		0.000011	0.000022		1,081.0
特種用途車	60,329.8	km		0.000035	0.000035		682.0
ガソリン車 小計	1,126,340.8	km					9,076.1
普通・小型乗用車	151,423.0	km		0.000002	0.000007		323.4
バス	35,410.0	km		0.000017	0.000025		279.0
普通貨物車	20,935.0	km		0.000015	0.000014		95.2
小型貨物車	2,108.0	km		0.0000076	0.000009		6.0
特種用途車	64,120.9	km		0.000013	0.000025		498.5
軽油車 小計	273,996.9	km					1,202.1
カーエアコンの使用	245	台				0.01	3,503.5
カーエアコン 小計							3,503.5
排出量合計							11,366,423.7

○ 温室効果ガス排出量 計算式

LPガス以外

$$\boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{温室効果ガス排出量}}$$

LPガスのみ

$$\boxed{\text{活動量}} \div \boxed{0.458} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{温室効果ガス排出量}}$$

上記で算出されたそれぞれの温室効果ガスを二酸化炭素に換算

$$\boxed{\text{温室効果ガス排出量}} \times \boxed{\text{地球温暖化係数}} = \boxed{\text{温室効果ガス(二酸化炭素)排出量 (kg-CO}_2\text{)}}$$

※ 温室効果ガス排出量は小数点第2位以下を四捨五入しています。

LPガスは使用量を「m³」で計測しているため、温室効果ガス排出量を算定する際には、「kg」に単位換算する必要がある。本市では日本LPガス協会が定めた換算係数「0.458」を用いて算定している。

4 報告様式

様式 1-1 課別・施設別活動量調査票（施設管理用）

令和 年度

部課等名

施設名

記入者

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
エネルギー 使用量	電力量検針日	月日													
	電気(使用量)	kwh													0 kwh
		円													0 円
	電気(有効電力量)	kwh													0 kwh
		円													0 円
	再生可能エネルギー (発電量)	kwh													0 kwh
		円													0 円
	A重油(ボイラー等)	ℓ													0 ℓ
		円													0 円
	灯油(ストーブ等)	ℓ													0 ℓ
		円													0 円
	LPガス	m ³													0 m ³
		円													0 円
	ガソリン	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ℓ
		自動車	ℓ												0 ℓ
自動車以外	ℓ													0 ℓ	
	円													0 円	
軽油	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ℓ	
	自動車	ℓ												0 ℓ	
自動車以外	ℓ													0 ℓ	
	円													0 円	
水道	上水道	m ³												0 m ³	
	円													0 円	
下水道	m ³													0 m ³	
	円													0 円	
事務用紙購入量	kg													0 kg	
	円													0 円	
し尿	浄化槽	人												0 人	
	汲取り便槽	人												0 人	

※A重油以外のボイラーを使用している施設は記入願います。例)木炭 kg、B重油 ℓ

エネルギー名	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
														0
	円													0 円

4 報告様式

様式 1-3 課別・施設別活動量調査票（公用車管理用）

令和 年度

部課等名

施設名

記入者

		台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
自動車 走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車													0 km	
		バス													0 km	
		軽自動車													0 km	
		普通貨物車													0 km	
		小型貨物車													0 km	
		軽貨物車													0 km	
		特種用途車													0 km	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 km	
	軽油	普通・小型乗用車														0 km
		バス														0 km
		普通貨物車														0 km
		小型貨物車														0 km
		特種用途車														0 km
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 km
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 km	

4 報告様式
様式2 前年度比較票

令和 年度 前年度比較票

課室等の名称	
施設等の名称	
記入者氏名	
報告年度	

	前年度 使用量	今年度 使用量	前年 度比	前年度と比較して増減した要因
電気	kwh	kwh		
A重油	ℓ	ℓ		
灯油	ℓ	ℓ		
LPガス	m ³	m ³		
ガソリン	ℓ	ℓ		
軽油	ℓ	ℓ		
水道(上水)	m ³	m ³		
その他 A重油以外のボイ ラー、事務用紙等				

※ 使用量の増減がない場合、使用状況などの記入をお願いします。

来年度以降の温暖化対策への取り組みについて	
施設・設備等の変更	
増加が予想される要因	
減少が予想される要因	

第4次遠野市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

<発行> 遠野市

<編集> 遠野市環境整備部環境課

電話 0198-62-2111 FAX 0198-60-1580

Eメール kankyo@city.tono.iwate.jp

<発行年> 令和3年2月